旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 23 年５月２日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①株式会社フォーティ・ナイン　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２―3103号　④株式会社フォーティ・ナイン　東京都品川区西五反田二丁目26番５号　代表取締役　伊藤博　⑤本社営業所　東京都品川区西五反田２―26―５　⑥平成３年５月27日　⑧平成23年３月31日　⑩1100万円　⑪東京都知事　⑫東京都品川区西五反田二丁目26番５号　株式会社フォーティ・ナイン　代表取締役　伊藤博

Ｂ　①株式会社長谷川観光　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4967号　④株式会社長谷川観光　東京都渋谷区代々木二丁目15番12号　代表取締役　長谷川弘子　⑤株式会社長谷川観光　東京都渋谷区代々木２―15―12クランツ南新宿５階　⑥平成13年３月９日　⑧平成23年３月９日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区代々木二丁目15番12号　株式会社長谷川観光　代表取締役　長谷川弘子

Ｂ　①グリオインターナショナル株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―5860号　④グリオインターナショナル株式会社　東京都品川区西五反田１―11―１　代表取締役　秋山健太郎　⑤本社営業所　東京都品川区西五反田１―11―１　⑥平成19年１月11日　⑧平成23年３月22日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都品川区西五反田１―11―１　グリオインターナショナル株式会社　代表取締役　秋山健太郎

Ｂ　①株式会社ニューフォリアクリエイツ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―4376号　④株式会社ニューフォリアクリエイツ　東京都中央区銀座一丁目13番９号テラス銀座　代表取締役　是枝直樹　⑤本店営業所　東京都中央区銀座一丁目13番９号テラス銀座７Ｆ　⑥平成10年２月24日　⑧平成23年４月１日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区住吉町６番10号401号室　株式会社ニューフォリアクリエイツ　代表取締役　是枝直樹

Ｂ　①株式会社スリーウィンズ　②第３種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第３―876号　④株式会社スリーウィンズ　横浜市中区長者町８―134　代表取締役　吉居智司　⑤クルーズアンドアイランド　神奈川県三浦郡葉山町一色1198―７　⑥平成18年５月９日　⑧平成22年８月13日　⑩132万5380円　⑪神奈川県知事　⑫横浜市中区住吉町一丁目２番地　スカーフ会館６階　横浜綜合法律事務所　破産者株式会社スリーウィンズ破産管財人弁護士本田知之

Ｂ　①エスエムツーリスト有限会社　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業３―1076号　④エスエムツーリスト有限会社　知多市八幡新町１丁目２番地の２　取締役　杉浦道人　⑤本社営業所　知多市八幡新町一丁目２番地の２　⑥平成13年４月２日　⑧平成23年４月１日　⑩300万円　⑪愛知県知事　⑫知多市八幡新町一丁目２番地の２　エスエムツーリスト有限会社　取締役　杉浦道人

Ｂ　①中電興業株式会社(中電興業旅行センター)　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２―1036号　④中電興業株式会社　名古屋市中区栄二丁目２番５号　代表取締役　藤岡旭　⑤中電興業旅行センター　名古屋市東区東新町１　⑥平成11年10月14日　⑧平成23年４月７日　⑩1100万円　⑪愛知県知事　⑫名古屋市中区栄二丁目２番５号　中電興業株式会社　代表取締役　藤岡旭

Ｂ　①株式会社ウィズオノウェア　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３―2509号　④株式会社ウィズオノウェア　大阪府大阪市生野区鶴橋３丁目４―６　代表取締役　尾上尚史　⑤本社営業所　大阪府大阪市中央区城見１―２―27クリスタルタワー26Ｆ　⑥平成21年６月22日　⑧平成23年４月８日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪府大阪市生野区鶴橋３丁目４―６　株式会社ウィズオノウェア　代表取締役　尾上尚史

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権(保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 23 年５月２日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①エスアイエスインターナショナルコーポレーション株式会社（フィールドツアーズ）　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３―404号　④エスアイエスインターナショナルコーポレーション株式会社　京都市北区平野八丁柳町68番地の１サニーハイム金閣寺403号　代表清算人　稲垣三郎　⑤本社営業所　京都市北区平野八丁柳町68番地の１サニーハイム金閣寺403号　⑥平成８年２月27日　⑦平成23年３月９日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社日知和　②第２種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第２―2357号　④株式会社日知和　四條畷市雁屋南町16番36号　代表取締役　石川行一　⑤本社営業所　四條畷市雁屋南町16番36号　⑥平成17年11月21日　⑦平成22年11月21日　⑧220万円　⑨1100万円